

別表 1

一般飲料水（食品関係業者）水質試験検査の実施内容

検査頻度	1 年以内ごとに 1 回必須検査項目を実施すること。 5 年以内ごとに 1 回別表 2 の検査項目を実施すること。
必須検査項目	・ 外観 ・ 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素 定量 ・ 塩素イオン 定量 ・ 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） 定量 ・ pH 値 ・ 一般細菌 ・ 大腸菌群
選択検査項目	・ 水源付近の環境汚染及び土壌の特質から判断して、別表 2 から必要と認められた検査項目を選択すること。 ・ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び 1, 1, 1-トリクロロエタンによる汚染がある場合は、必ずこの項目を選択すること。
その他	・ 新規営業開始時にあたっては別表 2 の検査項目を実施すること。 ・ 別に規格基準の定めがあるものについては、別途必要な検査を実施すること。 ・ 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）については、有機物（全有機炭素（TOC）の量、3 mg/ℓ以下）に代えてもよい。

別表 2

「食品製造用水」

番号	項目名	基準値	番号	項目名	基準値
1	一般細菌	1 ml の検水で形成される集落数が 100 以下	14	鉄	0.3mg/ℓ以下
2	大腸菌群	検出されないこと	15	マンガン	0.3mg/ℓ以下
3	シアン	0.01mg/ℓ以下	16	亜鉛	1.0mg/ℓ以下
4	水銀	0.0005mg/ℓ以下	17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/ℓ以下
5	鉛	0.1mg/ℓ以下	18	蒸発残留物	500mg/ℓ以下
6	六価クロム	0.05mg/ℓ以下	19	フェノール類	0.005mg/ℓ以下
7	カドミウム	0.01mg/ℓ以下	20	陰イオン界面活性剤	0.5mg/ℓ以下
8	ヒ素	0.05mg/ℓ以下	21	pH 値	5.8 以上 8.6 以下
9	フッ素	0.8mg/ℓ以下	22	臭気	異常でないこと
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	23	味	異常でないこと
11	塩素イオン	200mg/ℓ以下	24	色度	5 度以下
12	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	10mg/ℓ以下	25	濁度	2 度以下
13	銅	1.0mg/ℓ以下	26	有機リン	0.1 mg/ℓ以下